



平成 27 年 3 月 26 日

各 位

株 式 会 社 ニ チ リ ン
代表取締役 社長執行役員 前田龍一
コード番号 5184 東証第2部
問合せ先 取締役常務執行役員 森川良一
TEL (079) 252-4151

社外取締役および社外監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款附則第1条および第2条の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役および社外監査役の氏名

- ・社外取締役 鈴木 一 誠
- ・社外監査役 後藤 伸 一
- ・社外監査役 小野 浩 昭

2. 責任限定契約の締結日

平成 27 年 3 月 26 日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

(1) 附則 第1条（取締役の責任免除に関する経過措置）

第29条第2項は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行日をもって効力を発生するものとし、効力発生までは次のとおりとする。

第29条

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(2) 附則 第2条（監査役の責任免除に関する経過措置）

第41条は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行日をもって効力を発生するものとし、効力発生までは次のとおりとする。

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することがで

きる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

4. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 27 年 2 月 17 日付「定款一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、社外取締役、社外監査役に適切な人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする定款変更議案を、本日開催の当社第 131 期定時株主総会に付議し、当該議案が原案どおり承認可決されましたので、本日上記の社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結いたしました。

以上